パブリックコメント

（令和4.10.13～令和4.11.11）

**最近の災害対応の教訓及び最近の施策の**

**進展等、国の防災基本計画の修正（R4.6）**

**を踏まえた修正を行う。**

**基本対策編**

●自然災害

●事故災害

地震対策

風水害対策

海上災害対策

鉄道災害対策

航空災害対策

道路災害対策

高層建築物、地下街、

市街地災害対策

危険物災害対策

林野火災対策

修正案

修正の趣旨

**１ 令和３年度に発⽣した災害を踏まえた修正**

　・ 災害時における氏名等公表による安否不明者の救助活動の効率化・円滑化

　・ 危険が確認された盛土に対する是正指導等、盛⼟による災害の防⽌に向けた対応

　・ 学校における消防団員等が参画した防災教育の推進等、適切な避難⾏動の促進

**２ 関連する法令の改正を踏まえた修正**

＜津波対策の推進に関する法律の改正＞

　・ 津波対策におけるデジタル技術を活⽤した防災教育、訓練等の実施

＜航空法施⾏規則の改正＞

　・ 都道府県による緊急⽤務空域の指定の依頼や同空域における無⼈航空機の

　　⾶⾏許可申請に係る調整

**３ 最近の施策の進展等を踏まえた修正**

　・ 避難所における⾷物アレルギーへの配慮

　・ 帰宅困難者対策とした一時滞在施設の確保への支援および事業者への働きかけ

　・ 男女共同参画の視点を踏まえた活動体制の整備

　・ 避難所等における再⽣可能エネルギーを活⽤した⾮常⽤発電設備等の整備

　・ ⾃治体等の災害対応における先進技術の導⼊の促進

**大阪府**

**防災会議**

**にて修正**

＜修正の流れ＞

主な修正内容

令和４年10月

大阪府危機管理室

**大阪府地域防災計画（基本対策編、原子力災害対策編）の修正案の概要**

現行計画

**「大阪府地域防災計画」**は災害対策基本法第40条に基づき作成され、その内容については同法第34条に基づき作成された国の**「防災基本計画」**の内容に抵触しないものとされている。

　大阪府防災会議では、南海トラフ巨大地震による被害に対応するため、『減災』の考え方を基本理念に据え、５つの基本方針を掲げた「大阪府地域防災計画」を策定し、毎年検討を加え、必要に応じて修正を行っている。

**基本理念**

『減災』

（被害の最小化及びその迅速な回復を図る）

**基本方針**

１命を守る　　２命をつなぐ

３必要不可欠な行政機能の維持

４経済活動の機能維持

５迅速な復旧・復興

**計画の構成**

**原子力災害対策編**

原子力災害対策